

# 若手建設技術者の表彰に関する規約

## 第1条（目的）

若手建設技術者が監理（主任）技術者として携わった優れた工事の中から、特に優れた工事を施工した者を、優秀若手建設技術者として表彰することにより、これからの県内建設産業を担うべき優秀な人材の円滑な育成を振興することを目的とする。

## 第2条（表彰の実施）

前条の表彰は、当該工事を発注した機関の長が実施する。

## 第3条（表彰の対象）

表彰の対象は、前条に規定する表彰の前年度（以下、「表彰対象年度」という）に完成した建設工事で、工事成績評定要領に基づき評価された工事を施工した技術者の中から、第5条に規定する表彰基準に該当する者とする。

## 第4条（受賞者の決定）

受賞者は、前条に規定する表彰対象者の全員とする。ただし、当該年度に、工事に関する知事表彰及び、機関長表彰を受賞した者は除く。

## 第5条（表彰基準）

表彰に関する表彰基準を別表1に定める。

## 第6条（表彰の取消）

表彰を受けた技術者の受賞者として不適当と認められる行為が、受賞した年度内に判明した場合は、表彰を取り消す。

2 不適当と認められる行為は、別表2に定める。

## 第7条（その他）

この表彰対象者は、他の機関・団体等における表彰制度等の顕章者を排除するものではない。

## 附則（施行期日）

この規約は、平成25年 8月 6日から施行する。

## 別表 1

### (表彰基準)

- 1 表彰対象となる若手建設技術者は、工事完成年度の学年年齢が、35歳未満のものとする。  
なお、学年年齢とは、ある任意の年の4月2日から、翌年の4月1日までに生まれた者を同じ年齢とみなすことをいう。
- 2 従事した工事の工事成績評定点が80点以上とする。ただし、表彰対象年度における他の従事した工事において、工事成績評定点が65点未満の者は除く。
- 3 表彰対象とする工事の技術者は、県内に主たる営業所を有する建設業者の従業者とする。  
なお、従事した工事が特定建設工事共同企業体により施工されたものである場合、県内に主たる営業所を有する者が代表構成員である場合に限る。
- 4 表彰対象年度から表彰日の前日までに建設業法や独占禁止法、その他の法令に違反し行政処分若しくはそれに準ずる行政指導を受けた建設業者、又は入札参加資格者指名停止措置要領により県の指名停止を受けた建設業者、若しくは受けている建設業者の従業者は対象としない。
- 5 表彰対象年度に、次の事故を起こした建設業者の従業者は対象としない。
  - 一 休業4日以上工事関係者事故
  - 二 建設業者に責のある、工事に起因する重大な公衆災害事故

## 別表 2

### (不適当と認められる行為)

不適当と認められる行為は、次のいずれかに該当する行為とする。

- 1 当該技術者が贈収賄等により逮捕または起訴された。
- 2 表彰に係る工事に関して、建設業法に違反する事例が判明した。
- 3 表彰に係る工事に関して、独占禁止法に違反する事例が判明した。
- 4 表彰に係る工事に関して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- 5 表彰に係る工事に関して、下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為が判明した。
- 6 当該技術者の就業する建設業者の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟、暴力団関係者がいることが判明した。
- 7 表彰に係る工事に関して、下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っていた事実が判明した。
- 8 表彰に係る工事に関して、瑕疵の修補により工事成績評定の再評定を行った場合。